

社会福祉法人 くずは創親会 役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人くずは創親会（以下「この法人」という）の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員等と併せて役員等という。
- (2) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等の報酬は、定款第 8 条及び第 21 条に定めるとおり無報酬とする。

(交通費等)

第 4 条 理事会、評議員会、監事会等への出席時の交通費は 1 回 3,000 円とする。
ただし、職員を兼ねる役員等に関しては、適用しない。

(費用)

第 5 条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規定に基づいて旅費を支給する。
2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第 6 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

この規程は、平成 30 年 6 月 16 日から施行する。